

介護保険施設等指導指針

第 1 目的

この指導指針は、厚生大臣又は都道府県知事（介護老人保健施設にあっては、指定都市市長、中核市市長、保健所設置市市長及び特別区区長を含む。以下同じ。）が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、法第 24 条又は第 76 条、第 83 条、第 90 条、第 100 条若しくは第 112 条の規定による質問など及びそれに基づく措置として、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス（以下「居宅サービス等」という。）を行った者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実施者等」という。）並びに指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定居宅介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設を管理する者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）及び指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）に対して行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等

対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

## 第2 指導方針

指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等及び指定介護療養型医療施設開設者等（以下「サービス事業者等」という。）に対し「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第37号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第38号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第40号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月厚生省令第41号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月厚生省告示第19号）、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月厚生省告示第20号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月厚生省告示第21号）、「厚生大臣が定める一単位の単価」（平成12年2月厚生省告示第22号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

## 第3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

### 1 集団指導

集団指導は、都道府県（介護老人保健施設にあつては、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）が指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

### 2 書面指導

書面指導は、都道府県が指定の対象となるサービス事業者等から書面の

提出を受けた上で、一定の場所で面談方式により行う。

### 3 実地指導

実地指導は、厚生省又は都道府県が次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

- (1) 都道府県が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）
- (2) 厚生省及び都道府県が合同で行うもの（(3)に掲げるものを除く。以下「合同指導」という。）
- (3) 厚生省及び都道府県が合同で行うものであって、都道府県圏を超え、全国的に影響の大きいと考えられる活動を行うサービス事業者等又は特に重点指導を必要とするサービス事業者等について行うもの（以下「特別合同指導」という。）

## 第4 指導対象の選定

- 1 指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

### (1) 集団指導の選定基準

ア 新たに介護給付等対象サービスを開始したサービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ 実地指導及び書面指導の対象外とされたサービス事業者等のうち指導内容に応じて集団を選定して実施する。

### (2) 書面指導の選定基準

ア 実地指導の対象外となるサービス事業者等の中から、前年度における実地指導の結果を踏まえ、引き続き実地指導の必要はないが、継続的には指導の必要があるサービス事業者等を選定して実施する。

イ 集団指導の対象となるサービス事業者等であって、前年度一度も集団指導に出席していないサービス事業者等を対象に実施する。

### (3) 実地指導の選定基準

#### ア 一般指導

(ア) サービス事業者等のうち前年度において、集団指導又は書面指導

の対象となった指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等及び指定介護療養型医療施設開設者等を対象に実施する。

(イ) サービス事業者等のうち、前年度及び前々年度において集団指導又は書面指導の対象となった居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等を対象に実施する。

(ウ) 市町村（保険者）、国民健康保険団体連合会からの情報提供を受けて、一般指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(エ) その他特に都道府県が一般指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

#### イ 合同指導

(ア) 複数の都道府県で指定を受けているサービス事業者等を対象に実施する。

(イ) その他特に合同指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

#### ウ 特別合同指導

(ア) 全国的に広範囲で活動を行うサービス事業者等を対象に実施する。

(イ) その他特に特別合同指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

## 第5 指導方法等

### 1 集団指導

#### (1) 指導通知

都道府県は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

#### (2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

## 2 書面指導

### (1) 指導通知

都道府県は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ書面指導の日時、場所、出席者、提出書類等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

### (2) 指導の方法

書面指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、提出書類等を確認しつつ、個別に面談して行う。

### (3) 指導結果の通知等

指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

### (4) 改善報告書の提出

都道府県は、当該サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

## 3 実地指導

### (1) 指導通知

都道府県は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

- ① 実地指導の根拠規定及び目的
- ② 実地指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

### (2) 指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

### (3) 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

#### (4) 改善報告書の提出

都道府県は、当該サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

### 第6 指導後の措置等

#### 1 書面指導

(1) 書面指導の結果、特に文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

(2) 書面指導において指導した事項について、改善が認められないサービス事業者等については、翌年度の指導に当たっては、実地指導の対象とする。

#### 2 実地指導

実地指導後の措置は、次のとおりとする。

(1) 実地指導の結果、特に文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

(2) 実地指導の結果、文書による軽易な指摘はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は書面指導の対象とする。

#### (3) 再度の実地指導

実地指導の結果、指導した事項について改善が不十分なサービス事業者等については、再度指導を行うことにより改善の見込みが認められる場合には、再度の実地指導を行う。

#### (4) 監査

実地指導の結果、「介護保険施設等監査指針」に定める選定基準に該当すると判断した場合は、後日、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合は、実地指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

## 第7 指導の拒否への対応

- 1 正当な理由がなく書面指導を拒否した場合は、実地指導を行う。
- 2 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

## 第8 その他

- 1 都道府県は、指導結果の通知及び改善報告書の内容について、そのサービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村（保険者）へ情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。
- 2 都道府県は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生省老人保健福祉局企画課に報告を行う。